

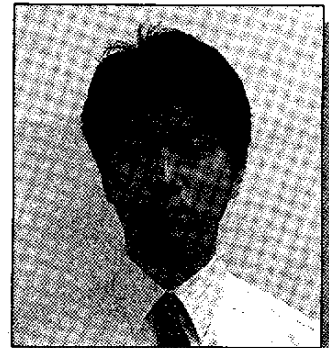
地域をつくる

普及員実践日誌

人をつなぐ

林業再生のための小規模林分の集約化(団地化)に向けた取り組み

愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課 林業普及指導員・主任 堀 勇雄
(現・愛知県農林水産部農林基盤担当局林務課 主任)



ほり・いさお
現・愛知県農林水産部農林基盤担当局林務課所属(現在は普及担当ではなく森林計画担当)。林業普及指導員を4年間担当。得意分野は、関係構築、信念、「あせば成る」。仕事の役割・責任を果たすために努力した結果が、地域の方々の満足に繋がったとき、普及の仕事にやり甲斐を感じます。

所有が小規模・分散型の地域

愛知県の南東部に位置する新城市は、森林面積は4万1715ha、森林率は約84%、民有林の人工林率は75%に達し、三河材の主産地となっている。しかし、木材価格の長期低迷による採算性の悪化などで、実質的に林業経営を放棄している林家が多い状況にある。

そこで、林家の経営意欲を取り戻すには林家へ収益を還元することが重要であると考え、平成16年に県内で初めて管内で林業普及指導員の主導のもと、「低コスト木材生産システム」に

取り組み、労働生産性の向上と生産コストの削減に努めてきた。これはスイングヤード、プロセッサ、フォワーダの3種類の高性能林業機械のセット使用と列状伐採、高密度簡易作業路を組み合わせたものである。その結果、生産性は5.3m³/人/日と従来に比べて約3倍に向上。伐出コストも7000円/m³と約4割削減され、林家収入5000円/m³を見込むことができ、この生産システムの有効性が実証された。

今後、このシステムを定着させ管内全域で取り組んで行くわけだが、そこで問題となるのが所有規模である。当管内では所有規模5ha以下の林家が全体の約7割を占め、1戸当りの平均面積は1.7ha、1筆当たりも約0.3haと小面積・分散型であり、単独で施業するには効率が悪い状況にある。

そこで、いかに小規模林分の集約化(団地化)を図り、それに伴う境界確定を推進していくかが課題となる。

モデル団地の設定

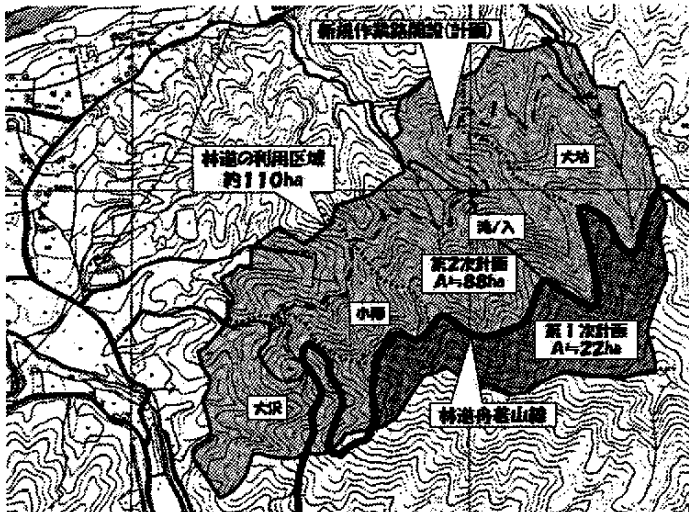
まず、団地化に向けて確実な施業実施を想定し、林業に対する意識が高い地区をピックアップした。その中で、塩沢地区は林道舟着山線が竣工し、森林整備推進に対する気運が高まっていたため、この地区をモデル団地として位置づけ、市と連携して地元へ働きかけた。これにより地元住民18名を役員とした、

舟着山森林愛護塩沢組合
 林愛護塩沢組合
 (以下、愛護組合)が設立し、団地化推進のため組織化が図られた。



舟着山森林愛護塩沢組合設立総会

塩沢地区森林整備全体計画



次に、団地化区域の森林について、事前に森林組合と協働で森林調査を行い、全体計画を作成した。対象とした区域が約110haとかなり広範囲となるため、第1次・第2次計画区域に分け、比較的手入れの行われてきた第1次計画区(22ha)を団地化することとし、さらに詳細な間伐施業計画を現地を踏査し、作成した。

この計画を基に、愛護組合、森林組合、市役所、林業普及指導員により協議を重ねた上で、不在林家も含めた地元説明会を開催した。説明会では、「低コスト木材生産システム」の実証結果を示すことで、団地化施業の有効性を理解してもらい、取り組みへの賛同を呼びかけた。その結果、すべての所有者から同意を得ることができ、集約化施業の第一歩が踏み出せた。なお、地元説明会では、「低コスト木材生産システム」について多数の質問が出たことから、実際に作業現場を見てもらうための現地検討会も開催した。

所有者総出による境界確認作業

団地内森林所有者総出による境界確認を週末を利用して実施した。不在林家の中には県外の方もおり、代理として県内のご兄弟に出席いただき対応した。境界は、私有林については大部分が不明であったが、当地区の森林に精



森林所有者総出による境界確認作業

通している愛護組合の助言のもと、境界が判明している箇所を基準に、過去の記憶をたどり、公図を参考に所有者同士で話し合いをしてもらい境界の確定を行った。実際に作業を進める中で、同一林分を自分の所有林だと主張する2人の森林所有者が現れ、作業が中断するケースが発生した。しかし、先に周りの山林の境界確認を進めた結果、一筆だけでは判断できなかった境界が、

周りが確定したことで、おのずとその位置関係が判明し、お互いが納得できる形で再確認することができた（この境界確認には森林整備地域活動支援交付金を活用した）。

また、境界を将来にわたり受け継いでもらうため、重要な測点に目視で確認できる杭を設置し、杭には地番と所有者名を明記。自分の山の方向に向け設置することにより位置関係がすぐ解るよう工夫した。さらに、書類として残すために測量後の成果図面を所有者に配布するよう森林組合を指導した。次に各林家へ見積書を提示するため標準地調査を森林組合と協働で行い、県が普及指導用に作成した列状伐採事業設計書を用い、事前に必要な経費と木材販売収入等の収支を明示し、各林家へ提示した。

今回の取り組みにより、第1次計画区域のすべての森林所有者と森林組合との間で施業の受委託契約を締結することができた。

モデル団地の概要

団地面積	22.0ha (第1次計画区域)		
樹種・林齢	スギ・ヒノキ 30~60年生	所有者	65名 (うち不在林家：12名)
事業区分	保育間伐	利用間伐	境界確定
	13.0ha	9.0ha	70筆
			杭設置
			219本

生産計画

面積 (ha)		木材生産量	簡易作業路開設
スギ	ヒノキ	668m ³	1,200m
2.42	6.58		

生産性と概算収支

生産性 (m ³ /人日)	伐出コスト (円/m ³)	その他経費 (円/m ³)	林家収入 (円/m ³)
4.6	8,500	4,600	2,200

※実施期間：平成20年1月~20年5月(予定)

成功の最大の要因
モデル団地の概要および利用間伐計

画の成功の要因は、愛護組合を中心とした地域の仲間、同じ立場の人から呼びかけることにより地域共有の意識が芽生え、団地化に目処が立ったことである。また、これまで山に関心の薄れていた林家の意識が、団地化によって山から収益が得られることがわかり、施業意欲が高まり、山を財産として再認識する林家が増えることとなった。

集約化(団地化)の課題

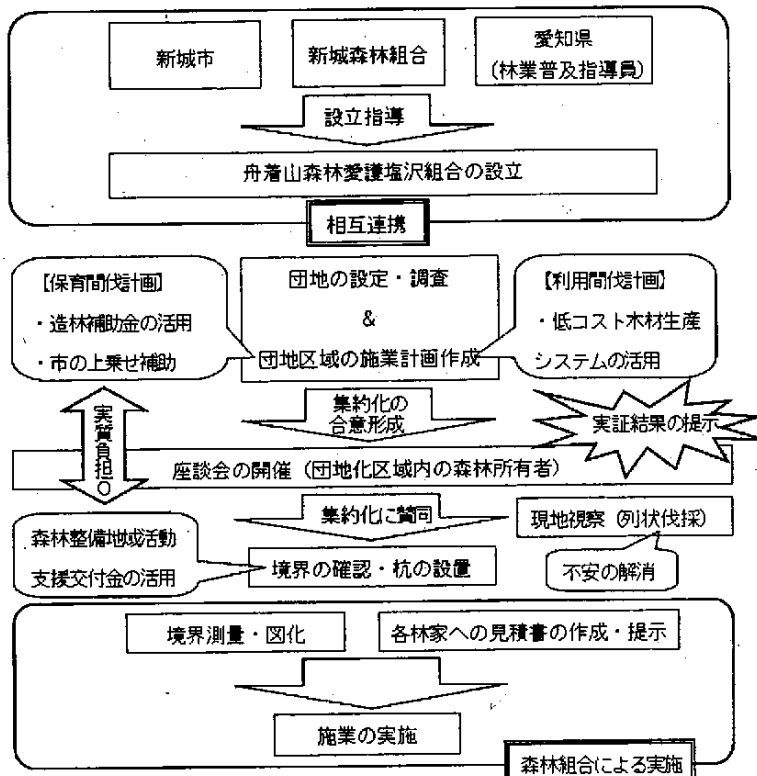
団地化を成功させるためには、いかに地域の取りまとめ役のリーダーを発掘し、協力を得られるかだと言える。実際に、地元の協力無しでは、所有者の合意形成は図れなかったといっても過言ではない。また、小規模林分の集約化は、各種調査・事務処理など膨大な手間が掛かる割には、施業量の増加に繋がらないため、どの規模であれば集約化の効果が期待できるのか検証する必要がある。

つまり、集約化は本当に効率的なのかという問題に直面するわけだが、集約化に要した時間と労力を考慮した全体経費で試算すると、採算性の悪化をこれまで以上に助長することにも成りかねない。よって、「団地化＝高性能林業機械による生産性の向上」とだけ捉えるのではなく、団地形成に必要な作業、つまりソフト面の効率化にも目を向けていかなければならない。

そこで、今後、他地域へ波及させていくためにも、今回のモデルケースを基に事例を積み重ね、団地形成手法のマニュアル化と取り組みの簡素化を検討していくことを考えている。間伐(利用)は

費用がかかり、収益が望めないという考えを、効率的な合意形成による団地化により、生産性を向上させ、収益が得られることを森林所有者へ強くアピールすることにより「儲かる林業」と意識改革を促し、林業を再生させ、森林整備の推進を図って行きたいと思う。

塩沢地区における集約化(団地化)のフロー



平成17年度
農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査
森林資源の循環利用に関する
意識・意向調査結果

この調査は、平成17年4月上旬から中旬にかけて、農林水産情報交流ネットワーク事業の林業者モニター 738名及び消費情報提供協力者 1,480名に対して実施し、林業者モニター 608名、消費情報提供協力者 1,337名から回答を得た結果である。

以下、林業者モニターは「林業者」、消費情報提供協力者は「消費者」という。

調査結果の概要

1 森林資源の循環利用に関する林業者と消費者の意識

- 「重要なことだと思う」が林業者、消費者ともにほぼ10割 -

森林資源の循環利用をどのように思うかは、林業者、消費者ともに「重要なことだと思う」がほぼ10割（99%）を占めている。

図1-1 森林資源の循環利用に関する林業者の意識

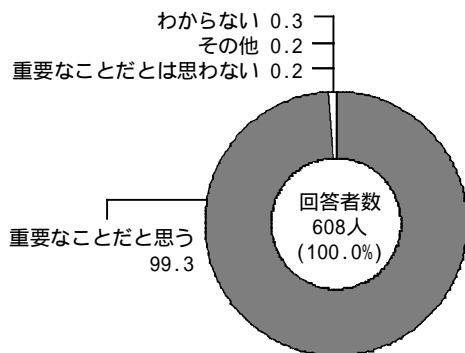
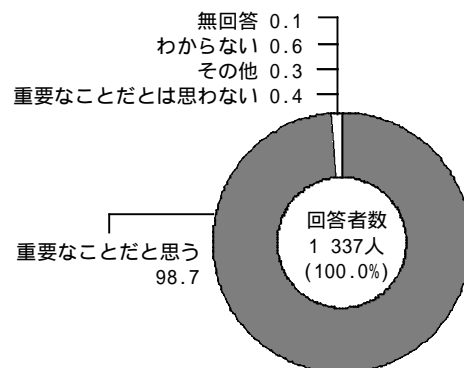


図1-2 森林資源の循環利用に関する消費者の意識



2 周囲の森林の手入れに関する林業者と消費者の意識

- 「手入れがされていないと思う」が林業者で8割、消費者で6割 -

周囲の森林の手入れの状況をどのように思うかは、林業者では、「少し手入れが足りないと思う」が5割、「ほとんど手入れがされていないと思う」が3割となっており、「手入れがされていないと思う」が8割を占めている。

消費者では、「手入れがされていないと思う」が6割を占めている。

図2-1 周囲の森林の手入れに関する林業者の意識

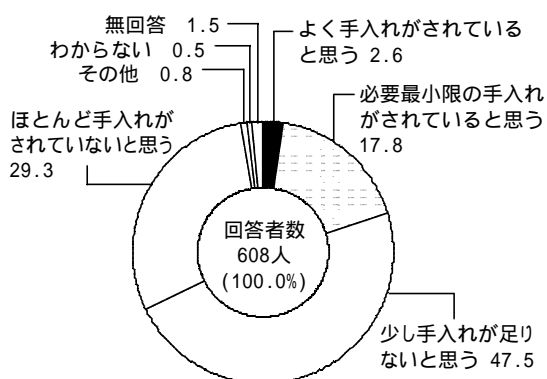
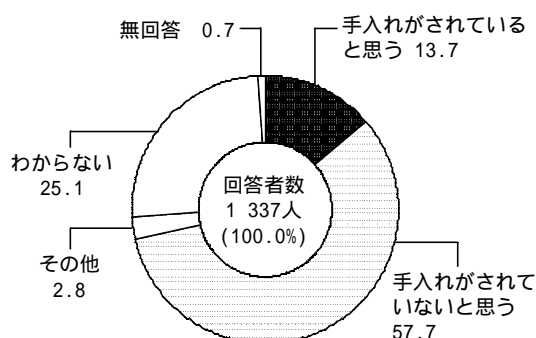


図2-2 周囲の森林の手入れに関する消費者の意識



3 手入れが不十分な私有林の手入れをすべき者に関する林業者と消費者の意識

- 「あくまでも森林所有者が中心となって手入れをすべき」が林業者で5割 -

私有林の所有者が森林の手入れを十分に行っていない場合、その森林の手入れを誰が行うべきと考えるかは、林業者では、「あくまでも森林所有者が中心となって手入れをすべき」が5割、消費者では、「森林ボランティアへの参加や緑の募金への協力など国民全体で取り組むべき」が4割とそれぞれ最も高くなっている。

図3-1 手入れが不十分な私有林の手入れをすべき者に関する林業者の意識

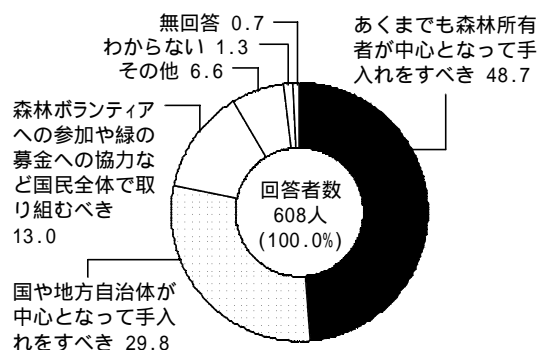


図3-2 手入れが不十分な私有林の手入れをすべき者に関する消費者の意識

